

提言を踏まえた主な検討事項

提言を踏まえ、以下の5項目について、具体化に向けた検討を進める。

(1) 政策の特性等に応じた多様な評価方法のベストミックスの実現

- 必ずしも全ての施策分野を網羅する形で目標管理型評価を実施しなくてもよいことを含め、アカウンタビリティの観点にも留意しつつ、多様な評価手法を施策の特性や改善の目的等に応じて最適に組み合わせる「考え方」を整理し、提示
- 上記の考え方に沿った評価を実践するため、以下について具体化
 - i) 施策の特性等に応じた最適な評価方法について、類型ごとに選択肢を提示(評価のモデルや推奨事例を提示)
 - ii) 「総合評価」の活用方法を提示(EBPMの実践の場としての活用など、総合評価の活用場面や実施方法のモデルを提示)
 - iii) 評価の枠組の変更手順を提示(基本計画・実施計画における規定方法や、変更手順等のモデルを提示)

(2) 政策の改善等への活用を重視した政策評価の作業プロセスの見直し

- 政策過程の実務を踏まえ、政策の改善等に活用される「望ましい」政策評価の作業プロセスを構築(考え方、モデルを提示)
- 実務で行われる評価類似の活動(〇〇大綱の評価等)を「政策評価」と位置付ける方策を具体化
- 行政事業レビューと「政策評価」の作業を一体的に実施できるよう、両者の関係を体系的に整理し、作業の効率化を実現

(3) 政策評価の重点化(作業の合理化)

- (1)、(2)の検討と併せ、政策のロジックを明確にする取組を進めること等により、評価対象施策や目標・指標等の重点化、作業の合理化を実現

(4) 国民、ユーザーから見て使いやすい評価の枠組みによる評価の促進

- 評価対象施策の設定の考え方や、望ましい設定プロセスを整理し、提示
- 政策名での検索をしやすい等、各府省のHPや政策評価ポータルでの情報提供の方法を改善

(5) EBPMの更なる推進(政策評価の質の向上)

- 実際の政策過程や評価プロセスにおけるEBPMの実践に資するよう、情報・知見を整理し、各府省と共有

政策評価の改善に向けた取組について②

検討の進め方

- 政策評価審議会（制度部会）に「政策評価の改善に関するWG」（資料2-9）を設置し、検討事項（1）～（4）を中心に、課題の優先順位付けや、論点の絞り込みを図りつつ、具体的な改善の方向性等について検討を進めることとする。その際、必要に応じ、各府省ヒアリング等を実施
⇒ WGにおける検討の進捗状況については、随時、審議会に報告
- 事務局において、情報収集・整理や資料の作成、検討案の作成等を行うに当たっては、各府省と連携し、その協力を得つつ進めることとする。
※ 担当官会議の活用等により、随時、各府省と情報共有、意見交換を実施
- EBPMの推進方策を中心に、行政評価局アドバイザー等の外部専門家の知見についても、随時活用を図ることとする。

検討スケジュール（イメージ）

（令和3年度）

- WGにて、優先順位を付けて検討を進め、年度内に一定の取りまとめを行う。
- 「試行」を含め、速やかに実施できるものは、順次実施

（令和4年度）

- 残された課題について引き続き検討。並行して、基本方針、ガイドライン等の改定が必要な事項について整理し、改正案文を検討
- 年内の基本方針等を改定（令和5年度から施行）